

第三次地域管理経営計画書

(千曲川上流森林計画区)

計画期間 自 平成21年4月1日
至 平成26年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について、あらかじめ国民の意見を聞いた上で中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	．．．	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	．．．	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	．．．	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	．．．	8
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	．．．	10
(4) 主要事業の実施に関する事項	．．．	11
(5) その他必要な事項	．．．	12
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	．．．	13
(1) 巡視に関する事項	．．．	13
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	．．．	13
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	．．．	13
(4) その他必要な事項	．．．	15
3 林産物の供給に関する事項	．．．	16
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	．．．	16
(2) その他必要な事項	．．．	16
4 国有林野の活用に関する事項	．．．	17
(1) 国有林野の活用の推進方針	．．．	17
(2) 国有林野の活用の具体的手法	．．．	17
(3) その他必要な事項	．．．	17
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	．．．	17
(1) 国民参加の森林に関する事項	．．．	17
(2) 分収林に関する事項	．．．	18
(3) その他必要な事項	．．．	18
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	．．．	19
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	．．．	19
(2) 地域の振興に関する事項	．．．	20
(3) その他必要な事項	．．．	20

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、平成10年以降、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換するなど抜本的な改革を実施してきたところである。

また、平成18年に策定された新たな「森林・林業基本計画」では、水を育み国土を守る森林を緑の社会資本と位置づけ、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、多様で健全な森林の育成・整備、国産材の安定供給などを進めることとし、国有林野事業においては、保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存等と合わせ、民有林関係者との一層の連携の下、流域全体の視点に立った治山事業の効果的、効率的な実施、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、民有林からの供給が期待しにくい樹種等を含めた林産物の持続的、計画的な供給、研修等のフィールドの提供や技術者の派遣等の取組を推進することとした。

さらに地球温暖化防止の観点から平成14年に策定された「地球温暖化防止森林吸収源10年対策」、平成20年に改定された「京都議定書目標達成計画」及び「美しい森林づくり推進国民運動」等を通じて、効果的、効率的な間伐の推進に取り組むことが、重要な課題となっている。

加えて、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等森林に対する国民の多様な要請、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きいことを踏まえ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組の展開が必要とされているところである。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の千曲川上流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、千曲川上流森林計画区の上田、東御、小諸、佐久市及び南佐久、北佐久、小県郡内に所在する国有林野58,742haである。

当該計画区は長野県東部で千曲川上流部に位置し、森林の現況は、人工林52%、天然林48%となっており、このうち人工林は特に信州カラマツの発祥地であることからカラマツが人工林面積の81%と多く、次いでアカマツの12%となっている。

年間降水量は1,000mm前後と少ないため、農業用水などは古来から溜め池等に依存し、飲料水についても山麓の地下水や湧水を使用している。また川上村に源を発する千曲川は佐久平、善光寺平、越後平野の重要な水源となっていることから、国有林野面積の89%が水源かん養保安林に指定されている。

本計画区は、首都圏にも近く軽井沢は早くから国民の保健休養の場として利用され、また、高速交通網等の整備に伴い優れた自然景観に恵まれている北白樺、菅平、野辺山等は観光地及び森林を利用したスキー場、森林浴等の保健休養の場として利用されていることから、上信越高原国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、妙義荒船

佐久高原国定公園にも指定されており、首都圏から多くの人を訪れている。

また、木材加工業については、郷土樹種であるカラマツ材の生産及び利用の先進地であり、カラマツを利用した木材加工業が発達している。

このため、当該計画区内の国有林野の有する水源かん養機能、山地災害防止機能や保健文化機能などの公益的機能の発揮を積極的に高めていくことを第一とし、併せて木材加工業の振興を図るためカラマツの安定的供給に努めることとし、それぞれ森林の機能が適切に発揮されるよう管理経営を行っていくこととする。

具体的には、

- ① 公益的機能の維持増進を旨とするとともに、国民の多様な要請に適切に対応するため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しながら、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、次の3つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ、区分に即した多様で健全な活力のある森林の整備・保全を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

- 「水土保全林」 土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林
- 「森林と人との共生林」 原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林
- 「資源の循環利用林」 公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の効率的な生産を行うことを重視する森林

- ② 森林の有する公益的機能を発揮させるとともに、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するため、間伐等の森林整備の計画的な実施や、長伐期化・複層林化・天然力を活用した針広混交林化等多様な森林の整備を推進することとする。

- ③ 国有林材の安定供給システムや、作業路網の整備と高性能林業機械による低コスト・高効率作業システムへの取組により、木材の安定供給に努めることとする。

- ④ 流域の特性に応じた森林整備や木材の安定供給の推進等にあたっては、長野県や関係市町村等との情報交換、研修等のフィールドの提供等を積極的に行い、民有林との連携強化を図ることとする。

- ⑤ 開かれた「国民の^{もり}森林」の実現に向けた、保健・文化・教育的な活動の場としての国有林野の活用、ボランティア団体等と連携した森林整備、森林・林業及び国有林に対する理解促進のための森林環境教育、国有林モニター制度の活用等による双方向の情報発信等の取組を推進することとする。

以上のことを踏まえ、当計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 湯の丸地域（角間山、奈良尾山、柳狭間、和山、新張山、北山国有林）

当地域は、湯ノ丸山(2,099m)、箆ノ登山(2,228m)の山麓に広がる5,960haの地域である。湯ノ丸山の東南部は裾野地形で、北部に位置する角間山(1,981m)一帯と箆ノ登山東南部は急峻で起伏に富んだ地形となっており、上信越高原国立公園にも指定されている。

湯の丸・高峰自然休養林を設定している山麓の高原地域と箆ノ登山・三方峰の山岳地帯、深沢川流域は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして管理経営を行うこととする。

(ア) 和山、新張山地域は水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 角間山地域及び深沢川流域を除く深沢地域は地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

イ 傍陽地域（傍陽山、菅平国有林）

当地域は、大松山(1,649m)、鏡台山(1,269m)、大峰山(1,327m)の山麓に広がる4,760haの地域である。大松山の北東斜面は、高原状の地形を呈し、全般的には緩斜面となっている。

(ア) 大松山南面の大倉上流域及び石堂流域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 大松山より北部地域は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 菅平の湿原を含む一帯は、郷土の森に指定しており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ウ 大門・和田地域（大門山、和田山国有林）

当地域は、高原状の緩傾斜地を呈した広大な山麓地形で、八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されている8,523haの地域である。

(ア) 大門・和田の上流部は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利

用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 和田の野々入川左岸の一部は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

エ 武石・奈良本地域（奈良本山、西内、山ノ神、焼山、茂沢国有林）

当地域は美ヶ原高原の高原状の緩傾斜地から起伏が大きく尖鋭な尾根、直線的な山麓斜面となっており、八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されている5,689haの地域である。

(ア) 美ヶ原高原台地に隣接する一帯は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 三才山峠一帯は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 奈良本山一帯と西内の中部等については、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行う。

オ 青木・上田地域（半過山、飯縄山国有林）

当地域は半過山、飯縄山地域に分散しており、いずれも里山に位置する563haの地域である。

(ア) 半過山地域は千曲川左岸に位置し、千曲川沿いは段丘地形で住宅地が存することから山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 飯縄山地域は飯縄山(932m)を中心とした里山地帯で、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 管社地域上流左岸地帯は、一部地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして、また水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

カ 浅間地域（高峰、浅間山、長倉山、碓氷山、西山国有林）

当地域は活火山として世界的に有名な浅間山(2,568m)を主峰とし、北部の高峰山(2,092m)から広大な裾野地形の国境平・西部の長倉山(1,591m)、碓氷峠に至る火山裾野地形で構成されており、上信越高原国立公園特別保護地区にも指定されている10,1

11haの地域である。

(ア) 浅間山頂・黒斑山を含む地域は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 国道146号沿線や白糸ハイランドウェイ周辺、国境平周辺、深沢川周辺については、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 浅間地域の標高1,500m以上の地域及び濁川周辺、繰矢川・湯川周辺は、地形・地質等の条件から国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) 浅間山山麓は冷涼寡雨の内陸性の気候帯に属し、佐久市を始め小諸市・軽井沢町等の水源地帯に位置し、山麓には数多くの湧水井戸等が掘削されていること等から水源かん養機能を重点的に発揮させるため、その大部分を水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

キ 香坂・大平・平尾地域（香坂山、大平山、平尾山、志賀山、大沢山国有林）

当地域は、寄石山(1,335m)の山麓緩斜面に広がる香坂山地区、八風山(1,315m)の山麓小団地の大平山地区、平尾富士(1,156m)の裾野である平尾山地区の3つの地区に別れており、妙義・荒船・佐久高原国定公園にも指定されている1,403haの地域である。

(ア) 香坂山地区及び大平山の上部は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 香坂山の志賀山地域は地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして、それ以外の地域は水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行う。

(ウ) 平尾山地区の分収造林契約に基づく分収林については資源の循環利用林としてその目的にあった管理経営を行うこととする。

ク 蓼科地域（蓼科山国有林）

当地域は八ヶ岳連峰の北端に位置する蓼科山(2,530m)北面の急峻な山麓斜面で、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区にも指定されている488haの地域である。

(ア) 蓼科山山頂部の亜高山性の天然林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ケ 荒船・榊山地域（荒船山、榊山、天狗岩、大深山国有林）

当地域は、妙義荒船山地に属する荒船山(1,423m)を主峰とする榊山、天狗岩、大深山及び荒船山一帯となっており、地形・地理的条件の優れていることから妙義荒船佐

久高原国定公園にも指定されている2, 201haの地域である。

(ア) 兜岩に象徴される奇岩とミズナラ、カンバ等の林相で構成されている一帯は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し、その周囲は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分しそれぞれ管理経営を行うこととする。

(イ) 荒船山、榊山の一部は地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

コ 日影・茂来山地域（日影山、茂来山、都沢山国有林）

当地域は、板石山(1,229m)の一帯及び茂来山(1,718m)の北面から四方原山(1,632m)の北面の地域で、起伏のある1,449haの地域である。

(ア) 日影山、茂来山は一部を除き、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 茂来山の一部と都沢山の一部については、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

サ 川越石・相木地域（川越石、御座山、南相木山国有林）

当地域は、四方原山南面と御座山(2,112m)から南相木山一帯にかけての3,368haの地域である。

(ア) 川越石の全域及び御座山の中腹部及び南相木山の主要部分については、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 御座山山頂を含むモミ、ツガ等の天然林の一帯は郷土の森に指定されており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 御座山北側、相木川源流域と栗生川上流の一部については、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

シ 金峰山・甲武信ヶ岳地域（居倉山、五郎山、東毛木場山、梓久保、金峰山、所沢国有林）

当地域は、長野、山梨、埼玉の3県の県境に位置する甲武信ヶ岳(2,475m)から金峰

山(2,595m)、所沢、居倉山を含み、秩父多摩甲斐国立公園にも指定されている4,196haの地域である。

(ア) 金峰山、梓久保及び甲武信ヶ岳の稜線一帯のアオモリトドマツ、シラベ、コマツガ等の天然林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 東毛木場山の千曲川源流域は、水源かん養機能とともに土砂流出・崩壊の防備など山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、また、飛び地の五郎山及び梓久保から居倉山にかけての山腹の一帯は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 所沢の一部については、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ス 八ヶ岳・白駒地域(八ヶ岳、奥向平国有林)

当地域は、赤岳(2,899m)を主峰とした2,000m級の硫黄岳、天狗岳、丸山等の連山からなる八ヶ岳連峰東斜面で、下部は山麓緩傾斜面となっており、八ヶ岳中信高原国立公園特別保護地区にも指定されている5,376haの地域である。

(ア) 八ヶ岳連峰を含む稜線一帯は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し、山麓部は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能及び水源かん養機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプ、水源かん養タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 国道299号沿線、稲子地区及び野辺山地区の一部は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

セ 大曲・屋敷入奥地域(屋敷入奥、大曲、立科国有林)

当地域は、八ヶ岳連峰横岳(2,472m)から東に延びる緩斜面で、上部は八ヶ岳中信高原国立公園にも指定されている4,656haの地域である。

(ア) 双子池を中心とした山頂部は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。また、その周辺地域は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 双子山中腹部は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 山麓部は水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととするほか、裾野地形にある分収造林を含む一帯につ

いては、木材生産機能を重点的に発揮させるため、資源の循環利用林として区分し管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、以下のとおり機能類型に応じた適切な管理経営を実施することとする。

なお、機能類型区分ごとの管理経営の指針については、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

① 水土保持林に関する事項

水土保持林については、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野（当該計画区の24%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

(ア) 針広混交林等既に望ましい状態となっている森林は、現状を維持することとする。

(イ) 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林施業、天然生林施業によることとし、択伐等によって、針葉樹・広葉樹、深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。

(ウ) カラマツ等の人工林については、択伐・間伐等により育成複層林施業等を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野（当該計画区の42%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源かん養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源かん養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

(ア) 周辺の森林資源の状況等から、将来にわたって人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるカラマツの育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、育成単層林施業を実施することとする。

(イ) 比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置や小面積分散型の施業を実施することとする。

(ウ) 特定の水源の保全、景観維持等を図るために必要な林分については、複層伐等により育成複層林施業を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

(エ) 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分について、択伐等により育成複層林施業、天然生林施業を行い、複数の樹種及び樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水土保持林の面積

(単位：h a)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	14,000	24,693	38,693

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林については、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野（当該計画区の11%）は、主に原生的な森林生態系の維持等自然環境の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物の生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

(ア) 森林施業は、原則として自然の推移に委ねることとする。

(イ) 国内希少野生動植物種であるイヌワシの生息域やレンゲツツジ等の自生地、八ヶ岳固有の植物を含む豊かな高山植物群落等を引き続き保護林として適切に管理する。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野（当該計画区の14%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る等保健文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

具体的には

(ア) 天然生林施業によるほか、人工林については、育成複層林施業を行うこととし、間伐等による針広混交林化、自然観察等に適した森林の造成や修景などを推進する。

(イ) 国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を行うことが適当と認められる湯の丸・高峰、北八ヶ岳自然休養林等を引き続きレクリエーションの森として適切に管理し、広く国民に開かれた利用の場に供する。

森林と人との共生林の面積

(単位：h a)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
	うち、保護林	うち、レクリエーションの森			
面 積	6, 298	4,219	8, 381	6, 361	14, 679

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林の国有林野（当該計画区の9%）は、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、地域の自然的条件、経済的条件等を勘案して、安定的かつ効率的に木材を生産することに努め、計画に沿った適切な施業を実施し、主伐実施後は公益的機能の低下を招かぬよう早期の更新と適切な施業を推進する。なお、資源の循環利用林の大半を占める分収林については分収契約に基づき公益的機能の維持増進にも配慮しつつ適切に管理経営していくこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：h a)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	4, 878	493	5, 371

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営にあたっては、流域を単位として民有林、国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業体の育成等について民有林関係者等と連携して推進する必要がある。

このため、佐久地域林業振興協議会、上小森林整備促進協議会等の場を通じて、信州カラマツ材製品の銘柄化と販路の拡大について引き続き取り組むとともに、流域管理推進アクションプログラムの実施や一層の民有林関係者との連携を図ること等により、国民の^{もり}森林に関する要請を踏まえ、流域の特性に応じた森林整備等を先導的・積極的に取り組むこととする。

このような中で、以下に掲げる事項を重点的に取り組むこととする。

- ① 市町村等との連携強化を通じた流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努める。
- ② 林業振興協議会、森林整備促進協議会等の各種協議会への積極的な参加により、民有林及び関係機関との連携を図る。
- ③ 民有林と国有林が一体となって森林整備を行う「地域森林整備推進協定」を推進する。
- ④ 民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備に向け連携を推進する。
- ⑤ 低コスト・高効率作業システムの普及・推進に取り組む。
- ⑥ 民有林と連携し信州カラマツの利用拡大に努める。
- ⑦ 林業技術の開発及び普及・啓発を推進する。
- ⑧ 流域のニーズに応じた、技術開発や研修に必要なフィールドの提供を推進する。
- ⑨ 当計画区の森林の整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア団体等と一体となった取組みを推進する。
- ⑩ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、自然休養林等森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。特に間伐等については森林吸収源対策として、第一約束期間（平成20年から24年）を念頭に着実に実施することとする。

なお、

- ① 労働安全衛生の確保
 - ② 公益的機能をより重視した施業方法への転換に応じた伐採・造林等の技術の向上
 - ③ 高性能林業機械の活用などを通じたコスト縮減
 - ④ 計画的な事業の発注による林業事業体の育成・強化
- 等を推進し、民有林行政と連携を図りつつ、事業の円滑・効率的な実施に努めることとする。

ア 伐採総量

(単位：m³・ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	55,303	394,697(6,430)	450,000

注：()は、間伐面積である。

イ 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	100	—	100

ウ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打
計	33	1,377	663	55

エ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	2	6,900	47	2,340

(5) その他必要な事項

治山事業の計画的な実施

当計画区は、国有林に接して国道や鉄道等が通過するなど保全対象が近接するとともに、軽井沢高原・美ヶ原高原等の観光地を抱えていることから山岳レクリエーション等、保健休養の場を提供する重要な地域であることから、山地荒廃が生活・産業に及ぼす影響が大きい。

このため、治山事業については、平成18年7月豪雨および平成19年台風9号等により新規に発生した崩壊地・溪流荒廃地の早期復旧を促進するとともに、大規模な山地災

害発生には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次被害防止対策を図ることとし、既往の荒廃地や流域の荒廃状況および保全対象等を慎重に見極めつつ、その整備を図り、山地災害の未然防止と自然環境の保全との調和を基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に推進することとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 当該計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く、レクリエーションの森の利用等入り込み者が多く、特に降雨量の少ない地域でもあり、春季は入林者が多くなってくる時期と乾燥期が重なり山火事発生の危険性が增大するため、地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等を強化することとする。

② 境界の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

上小地区においては他流域に比べ松くい虫被害発生が顕著であり、特に半過山国有林は、民有林に隣接する里山林で景観にも優れていること、マツタケの産地として地元産業への振興も大きいことから、地元も被害の拡散に重大な関心を持っている。このため、被害地域の拡大防止を図るため松くい虫防除対策協議会等の場を通じた民有林との連携の下に被害木の伐倒・薬剤処理を行うとともに、空中散布による防除対策を地域と一体となって実施することとする。

また、それ以外の森林病虫害については、林野巡視等により被害の早期発見に努めるとともに、発見した場合は関係行政機関等と連携しながら適切かつ効果的な防除に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

ア 希少な野生動植物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

また、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価する観点から、保護

林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進することとする。

イ 当該計画区には、天明3年(1783年)の浅間山大噴火後に天然更新した「小浅間カラマツ林木遺伝資源保存林」など、18箇所の保護林を設定している。

ウ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、イヌワシ、アツモリソウを対象種として、専門家による基礎調査、生態観察、委託団体等による巡視、生育環境や餌場確保に係る間伐等を通して、希少野生動植物種の保護を積極的に進めることとする

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
林木遺伝資源保存林	4	98
植物群落保護林	9	2,018
特定動物生息地保護林	1	94
特定地理等保護林	2	1,783
郷土の森	2	226
総 数	18	4,219

注) 各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・林木遺伝資源保存林：
主要林業樹種と希少樹種等に係る遺伝資源の保存
- ・植物群落保護林：
国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護
- ・特定地理等保護林：
岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護
- ・特定動物生息地保護林：
希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護
- ・郷土の森：
地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保護

② 緑の回廊

ア 千曲川上流森林計画区の蓼科山から伊那谷森林計画区の編笠山までの稜線を結ぶ「緑の回廊八ヶ岳」について、野生動物の日常行動の把握、季節移動時の経路の確保、分断された個体の交流や個体群の遺伝的多様性の確保を図るとともに、植物についても、動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努める。

イ 緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査等を行い、結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

緑の回廊

名 称		延長 (k m)	面積 (h a)
緑の回廊八ヶ岳		2 1	5, 8 3 2
内	(千曲川上流森林計画区)	—	2, 1 5 6
訳	(伊那谷森林計画区)	—	3, 6 7 6

注：内訳面積は四捨五入しているため、全体面積と一致しないことがある。

参 考：緑の回廊八ヶ岳関係区域（周辺民有林）：山梨県有林外 1, 0 3 4 h a

(4) その他必要な事項

① ニホンジカ、野鼠等による被害防除

当該計画区の八ヶ岳方面等においてはニホンジカの食害が増加してきており、大部分を占めるカラマツ人工林への被害が大きくなっている。また、一部のヒノキ造林地においてカモシカによる食害も見られる。このため早期発見及び防護柵・忌避剤の塗布など適切かつ効果的な防除対策に努めることとする。また、野鼠等の防除については、的確な予察調査・被害の実態把握等を行い、その防除に努めることとする。

さらに、鳥獣による各種被害対策や長野県が策定した「第10次鳥獣保護事業計画」及び「特定鳥獣保護管理計画」の取り組みに当たっては、県・市町村・関係団体等と連携を図りつつ対応することとする。

② 巨樹・巨木の保存

平成12年度に「日本の巨樹・巨木100選」に選定された南佐久地域のトチノキ「茂来山のコブ太郎」、北佐久地域のシナノキ「弘法大師のさかさ杖」と呼ばれる2本の巨木について、地元市町村等関係者による保全協議会等と連携して、次世代への財産として保存することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の供給

森林の持つ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産について、多様で健全な森林の整備等を通じて伐採されるカラマツ等の有効活用も考慮しながら木材の安定的な供給に努めることとし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの普及・推進に民有林と連携して取り組むこととする。

② 木材の販売

間伐等により搬出される低価格な一般材等については、「国有林材の安定供給システム販売」による需要・販路の拡大を図るなど、樹材種の特質に応じた効果的な販売を推進することとする。

注：国有林材の安定供給システム：

需要・販路の拡大を図る必要のある一般材及び低質材について、一定の要件を満たす工場等と国との間で協定を締結し、計画的に販売することにより、その需要・販路の確保・拡大を図るとともに、併せて地域の中核的な流通・加工の担い手の育成等に資することを目的としたシステム。

(2) その他必要な事項

- ① 国有林における森林整備を推進するため、それを通じて生産される国有林材の利用促進が不可欠であるとともに、木材は、再生産可能な資源であり、他の素材と比較して製品製造時の消費エネルギーが少なく、炭素を長期間貯蔵できる素材であることから、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」、「農林水産省木材利用拡大行動計画」等に基づき、木材利用促進を図るため以下の取り組みを推進することとする。

ア 「京都議定書目標達成計画」に基づき、地域材利用の意義等に関する普及啓発活動（木づかい運動）の展開等を通じて、県・市町村等と連携して、公共施設などの木造化・内装の木質化、間伐材の土木事業への活用及び木質バイオマス利用等の推進について、関係機関などに要請するとともに、地域材利用の積極的な普及・啓発に努めていくこととする。

イ 庁舎等の新改築に当たっては「国産材」及び「合法木材」の使用を条件とした木造化、内装の木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ、間伐材を積極的に利用するなど、自らも国産材の利用推進に取り組むこととする。

- ② 森林花木、土石等国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めることとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

- ① 当該計画区は、浅間高原等の森林レクリエーション資源が豊富なこと、上信越高原国定公園、八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されていることなどから、国民の保健、文化、教育的利用に資するレクリエーションの森等については、箇所ごとの森林の特徴、利用の形態、地域の要請等を踏まえ、それぞれにふさわしい施設の整備や景観の形成を図ることとし、地域関係者との協働による整備・管理を支える仕組みの充実に努め、地元市町村等と調整を図りながら活用を推進することとする。
- ② 地域の社会的、経済的状況を考慮して、公用・公共用施設への活用をはじめ地域における産業の振興、住民の福祉の向上など地域社会の活性化に資するよう、地方公共団体の要請に応じ「市町村の森」等による国有林野の活用を積極的に推進することとする。

注：市町村の森

環境保全、保健休養等の優れた価値を有する森林について、地域振興、地域の豊かな生活環境の確保の観点から、地方自治体が森林公園等の用地として取得し、整備する森林。

(2) 国有林野活用の具体的手法

主な活用形態ごとの手法は以下のとおりである。

- ① 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設整備等……………貸付
- ② 「市町村の森」……………売払い
- ③ 県道等道路用地……………売払い
- ④ 国道・砂防ダム敷等……………所管換

(3) その他必要な事項

活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

県・市町村やボランティアなどの各種団体の国有林野を活用した活動に対して積極的に協力を行う。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

- ① 「国民参加の森林づくり」を推進するため、ボランティア、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドとなる「ふれあいの森」(注1)の設定に向け市町村等を通じた各種団体等へのPR活動などを積極的に取り組むこととする。

ふれあいの森

名 称	面 積 (h a)	備 考
軽井沢ふれあいの森	99	長倉山国有林2101い、2102い林小班外

- ② 国民参加による木の文化の継承に資する森林づくりに取り組むこととし、地域の伝統行事・伝統工芸・歴史的木造建築物等の継承に貢献する「木の文化を支える森づくり」(注2)の設定を推進し、関係機関と協力・連携を得ながら、地域の協議会及びボランティア等の活動を積極的に支援することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要請に応えるため、分収林制度を活用し、特に下流域の市町村や学校等が行う分収造林や都市部企業等が「法人のもり森林」(注3)により社会貢献活動として行う森林づくりを積極的に推進することとする。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、県・市町村、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成することを目指して学校等が国有林野で体験活動などを実施するための「遊々の森」(注4)、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組みを推進することとする。

遊々の森

名 称	面 積 (h a)	備 考
御代田町遊々の森	8	浅間山国有林2030ち林小班外
中野区遊々の森	9	長倉山国有林2085ろ林小班外
和田小学校黒耀の森	2	和田山国有林1133-Iほ林小班

イ その際、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

② 森林整備等の協定の推進

森林整備や保全活動の要請に対応した企業・NPO等と森林管理署等との協定の締結等を積極的に推進することとする。

③ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

④ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努めることとする。

注1：ふれあいの森

自主的な森林整備活動を行うボランティア団体等と森林管理署等との協定締結により、森林整備を行う制度。

注2：木の文化を支える森づくり

地域の伝統行事、伝統工芸、歴史的木造建築物等の継承に貢献するため、地域の協議会等と森林管理署等との協定締結により、国民参加による森林づくり活動を推進する制度。

注3：法人の^{もり}森林

一般企業等が社会貢献活動としての森林づくり、社会教育の場としての森林づくりを通して、国土保全、森林資源の造成を目的として整備を行う森林。

注4：遊々の森

学校等と森林管理署等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域のニーズに即して国有林野のフィールドを活用し、地域と一体的に推進することとする。

さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の開発・導入等を図り、国有林野事業の実施を通じて、それら

の民有林への普及に取り組むこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な施業を実施し、森林の多面的機能の発揮に対する地域の要請に応えるとともに、林道の併用化等による住民等の利便性の向上や蜜源となる樹種の保残を図るなどにより、地域振興の寄与に努めることとする。

(3) その他必要な事項

生物多様性の確保に配慮した森林の保全

管内の国有林野は、千曲川上流に位置し、浅間山や八ヶ岳連峰に囲まれた豊かな森林生態系を構成しており、地域の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めている。

このため、当該国有林野の管理経営にあたっては、生物多様性の保全を含め期待される役割を十分に果たせるよう森林の健全性を維持・確保していくため、ここまで述べてきたように、浅間山麓のカラマツ、八ヶ岳の高山性植物等の貴重な植物群落が生育する森林等については保護林や緑の回廊として適切に保全・管理を推進するとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、長伐期化等多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域とも協働・連携し取り組むよう努めることとする。